

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日)  
(當日起きは、その翌日)

告

示

## 鳥取県告示第千七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見（鶴田）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年六月十日現在の地番による。）
鶴田字桑垣 鶴田字登り立	鶴田字桑垣の全域 鶴田字登り立九五の一部

- ◆ 告 示
  - 字の区域の変更（四件）（地方課）
  - 肥料の登録（農業改良課）
  - 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
  - 土地改良法による換地処分（四件）（〃）
- ◆ 公 告
  - 木材業者等の登録（林務課）
  - 木材業者等の登録の変更（〃）
  - 土地収用法による事業の認定（管理課）
  - 県道の路線の認定（道路課）
  - 県道の区域の変更（〃）
  - 県道の供用の開始（〃）
  - 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
  - 都市計画事業の認可（〃）
  - 選挙管理委員会の招集
  - 林業技能作業士として認定した者（林務課）
  - 林業改良指導員資格試験の合格者（造林課）
- ◆ 選管告示

に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見（才谷）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年六月十日現在の地番による。）
御内谷字法城	御内谷字法城のうち三一六の一部以外の区域
御内谷字エゴ田	御内谷字法城三一六の一部
御内谷字サンヘヒ	御内谷字エゴ田のうち三四四の一部、三四五、三四六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
御内谷字才谷三七三	御内谷字サンヘヒ三四八の一部、三四九の一部
御内谷字才谷三七三	御内谷字才谷三七三の一部及びこれと一体をなす国有地
御内谷字サンヘヒ	御内谷字法城三一六の一部
御内谷字才谷三六九	御内谷字サンヘヒのうち三四七、三四八、三四九の一部、三五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
御内谷字才谷三六九	御内谷字才谷三六九の一の一部、三七〇の一部
御内谷字才谷	御内谷字サンヘヒ三四七、三四八の一部、三四九の一部、三五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

### 鳥取県告示第千七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、会見町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見（宮谷）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十三年六月十日現在の地番による。）
金田字下馬場	金田字下馬場のうち八六二の一部、八六四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
金田字馬場	金田字馬場八八六の一の一部、八八六の二の一部

金田字両部太郎 区域	金田字両部太郎のうち八七六の一部、八八三の一部以外の区域
金田字馬場	金田字馬場のうち八八六の一の一部、八八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
金田字坂根山	金田字坂根山八九四の一部、八九五の一部及びこれらと一体をなす国有地
金田字坂根山	金田字坂根山八九五の一部、八九五の一部及びこれらと一体をなす国有地
金田字坂根山	金田字坂根山のうち八九四の二三の一部以外の区域
金田字坂根山	金田字坂根山のうち八九五の一部、八九五の一部及びこれらと一体をなす国有地
金田字休石	金田字休石のうち八九五の一部及びこれらと一体をなす国有地
金田字休石	金田字休石のうち八六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
金田字下馬場	金田字下馬場八六二の一部、八六四の一部及びこれらと一体をなす国有地
金田字金屋谷	金田字馬場八八六の一の一部及びこれと一体をなす国有地
金田字金屋谷	金田字金屋谷九四九の一部、九五二の一部及びこれらと一体をなす国有地
金田字金屋谷	金田字金屋谷のうち九四九の一部、九五二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による旭（福吉）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

福吉字家ノ前	区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年三月二十日現在の地番による。）
船越字砂田	船越字砂田のうち三の一の一部及び三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域	船越字砂田のうち三の一の一部及び三の一と一体をなす国有地
福吉字御兒守	福吉字御兒守一九七の一部及びこれと一体をなす国有地	福吉字御兒守一九七の一部及びこれと一体をなす国有地
福吉字家ノ向	福吉字家ノ向のうち一六九の一の一部、一七〇の二の一部、一七三の二の一部、一七四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	福吉字家ノ向のうち一六九の一の一部、一七〇の二の一部、一七三の二の一部、一七四の三及びこれらと一体をなす国有地



登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
鳥取県 第五一二二号	甲殻類質肥料 粉末	カニ殻粉末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 五・〇	横山恒美	東伯郡羽合町大字久留一〇四一三七	昭和六十三年九月二十日
鳥取県 第五一三号	粉末	血粉	窒素全量 十二・〇	株式会社鳥取県食肉センター	西伯郡名和町大字小竹一二九一一	昭和六十三年十月二十一日

## 鳥取県告示第千七十九号

東伯町土地改良区が行う土地改良事業（非補助事業加勢蛇川地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年十一月十九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

東伯町役場及び東伯郡東伯町大字徳万五九一一二東伯町土地改良区事務所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第千八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡会見町鶴田四七四野口能利ほか六人の者が共同（鶴田地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る鶴田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第五十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 次

## 鳥取県告示第千八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業に係る会見（才谷）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業に係る会見（宮谷）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千八十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る旭（福吉）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

## 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八木第一号	昭和六十三年八月二十四日	八頭郡若桜町大字若桜九二三一二	瀬戸 善夫
米木第一四号	昭和六十三年七月四日	西伯郡名和町大字加蔵九八五	荒松 廣志
〃 第一五号	昭和六十三年九月二十九日	米子市立町一丁目八一	有限会社飛田材木店 代表取締役 飛田 要三郎
日本第二号	昭和六十三年六月十五日	日野郡溝口町畠池三四九	長尾 啓史
〃 第三号	昭和六十三年九月三十日	日野郡日南町丸山八六二	高橋 道忠

## 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥製第一号	昭和六十三年八月二十五日	鳥取市古市四九一三	大黒木材株式会社 代表取締役 上田勝美
日製第一号	昭和六十三年七月二十一日	日野郡溝口町根雨原五五四	香田 誠之助

## 鳥取県告示第千八十五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び番号	所在地、名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
所在地の氏名	代表者の氏名	店舗	店舗	店舗	店舗
昭和六十二年四月一日 木第一〇号	境港市中野町五六〇一 都田 清	"	"	"	"
米製第一四号	米子市旗ヶ崎四八一 有限会社岩坂材木店 代表取締役 岩坂 和男	"	"	"	"
" 第三四四号	米子市旗ヶ崎四八一 有限会社岩坂材木 代表取締役 岩坂 和男	名称	有限会社岩坂材木	株式会社イワサカ	昭和六十三年十月七日

## 鳥取県告示第千八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 東郷町役場

## 鳥取県告示第千八十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

番整理		路線名		重要な経過地
502	米子境港自転車道線	終点	起点	
境港市	米子市			

- 三 収用の部分 東伯郡東郷町大字方地字下田地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

## 鳥取県告示第千八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和六十三年十一月十八日から二週間鳥取県土木部道  
路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名		区	間	(メートル)
前	後			
変更前	変更後			(メートル)
田一五 一地先まで	岩美郡福部村大字左近字奥瀬戸 一八四地先から同大字字瀬戸	戸一 田一五 一地先まで	岩美郡福部村大字左近字儀田一 一八四地先から同大字字瀬戸	(メートル)
		一〇・五 二〇・九	一・三 五・〇	一・三 五・〇
			三四八・〇	三四〇・〇

## 鳥取県告示第千八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、  
次とおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告する。

その関係図面は、昭和六十三年十一月十八日から二週間鳥取県土木部道  
路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第千九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年  
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区	間	供用開始の期日
池谷福部停 車場線	岩美郡福部村大字左近字奥瀬戸 田一八四地先から同大字字瀬戸	田一五一地先まで	昭和六十三年十一月十八日

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年五月二十九日 鳥取県指令受都計三一一第三号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市美萩野三丁目及び三津字鳥打場ノ一（第三工区）  
開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市江崎町三九

株式会社中国開発

代表取締役 林 利夫

## 鳥取県告示第千九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年九月二十六日 鳥取県指令受烏土維第六百九十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字岩本及び大字大谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市新品治町六九一五

有限会社尼子不動産

代表取締役 尼子啓美

## 鳥取県告示第千九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・十五号永楽富安線

三 事業施行期間

昭和六十三年十一月十八日から昭和七十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市富安二丁目地内  
2 使用の部分 なし

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和六十三年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十三年十一月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一日時 昭和六十三年十一月二十二日（火）午前十一時  
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室  
三 議題

昭和63年11月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

辻 前 山 細 田	英 廉 広	樹 太 明	小 谷 田 川
田 田 島 中 下 水	龍 寛 洋	浩 貴 一	伊 石 原 田
竹 清 中 清 掛	俊 逸	二 聰 之 則	谷 下 谷 穂
	忠 信 保 満 志 喜	明 也 子 樹 明	穂 口 俊
	野 水 宮 本 田	悟 肇 秀 俊	大 谷
	水 岩 本 田	正 武 昌 実	洋 昭 章
	福 岡 本 浦 倉	清 司 男	孝 章 範 元 敏 吾 生
	池 松 花 倉		忠 省 和

## 公 告

林業技能作業士として認定した者は、次のとおりである。

昭和63年11月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

松 井 利 之	三 上 忠 信	若 林 春 樹	西 尾 邑 次
井 都 古	小 谷 本 田	正 武 昌 実	
辺 田	平 近 藤	清 司 男	
木 木 川	芳 広 秀	忠 省 和	
石 川 広 川	建 孝 喜	章 範 元 敏 吾 生	